

秦野市印鑑条例の一部を改正することについて

秦野市印鑑条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年6月6日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

個人番号カードに加え、スマートフォンに搭載された利用者証明用電子証明書を使用して、コンビニエンスストア等に設置されている端末機から印鑑登録証明書を取得できることとするため、改正するものであります。

秦野市印鑑条例の一部を改正する条例

秦野市印鑑条例（昭和55年秦野市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第9条第5項中「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されたものに限る。）」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第26号 秦野市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2-4 (略)</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号に規定する者が登録印鑑に係る印鑑登録証明書の交付を端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、印鑑登録証明書を交付する機能を有するものをいう。）から受けようとするときは、<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書</u>を使用してその端末機から申請しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2-4 (略)</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号に規定する者が登録印鑑に係る印鑑登録証明書の交付を端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、印鑑登録証明書を交付する機能を有するものをいう。）から受けようとするときは、<u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されたものに限る。）</u>を使用してその端末機から申請しなければならない。</p>

秦野市印鑑条例の一部を改正することについて

1 条例改正の概要

本市では、住民の利便性の向上とマイナンバーカードの普及促進を目的として、全国のコンビニエンスストア等の店舗に設置されている、印鑑登録証明書等の証明書を交付する機能を有する端末機（マルチコピー機）から証明書を取得できるサービス（以下「コンビニ交付サービス」という。）を令和3年1月から開始しました。

本年5月11日に「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）」の改正法が施行されたことに伴い、従来のマイナンバーカードに加え、カードを保有する者からの申請に基づき、スマートフォンにも電子証明書を搭載することが可能となりました。

これを使用し、申請者が店舗の端末機を自ら操作することで、印鑑登録証明書を取得できるようにするための改正を行うものです。

2 コンビニ交付サービスについて

(1) 対象店舗

全国約56,000店舗のコンビニエンスストア・スーパーなど

(2) 利用時間

午前6時30分から午後11時まで(土日・休日を含む。)

(3) 取得できる証明書

ア 印鑑登録証明書

イ 住民票の写し

ウ 税証明（最新年度の「市県民税課税証明書」）

※ アと同様に、イ及びウについてもスマートフォンに搭載された電子証明書を使用し、取得することが可能となります。

(4) 利用実績

年度		証明書発行通数	(参考) 年度末時点 マイナンバーカード交付率
令和2年度		640通	30.7%
内訳	印鑑証明書	256通	
	住民票写し	365通	
	課税証明書	19通	
令和3年度		6,137通	43.9%
内訳	印鑑証明書	2,495通	
	住民票写し	3,484通	
	課税証明書	158通	
令和4年度		11,794通	64.9%
内訳	印鑑証明書	4,800通	
	住民票写し	6,571通	
	課税証明書	423通	

※ 令和3年1月29日サービス開始

3 改正条例の施行日

国のシステム対応予定が令和5年内とされており、詳細な時期は未定であることから、運用開始後速やかに対応できるよう、公布の日から施行するものです。